

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年12月8日認可した。

令和5年12月15日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）庵治大池西柵地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松尾地区